

コスモス サプリ

毎月第3水曜
無 料 相 談 日
要予約 011-271-0773



北海道行政書士会 札幌支部

札幌支部だより

警察署 クイズ

支部地域内にある警察署の写真です。車庫証明や生活安全課に書類提出に行かれる会員も多いのでは。どの署かわかりでしょうか？

(答えは11ページ)



今号は総会特集です。参加できなかった会員の皆さんにも是非読んでもらいたいな。平成30年度がスタートします。会報共々よろしくね。

もくじ contents

新年度ご挨拶	2~3
総会特集	4~6
定時総会報告	4
主な質問・要望事項	5
来賓ご挨拶	6
支部慶弔費 実績	7
研修会のお知らせ	7

北海道150年事業「おおば比呂司」展	7
特集 住宅宿泊事業（民泊新法）	8
ちょこっと情報	9
ウェルネス スクエア（リウマチ）	10
交流会のお知らせ	11
規則制定のお知らせ／表紙クイズ解答	11
事務局より／編集後記	12



新年度ご挨拶



平成30年度 札幌支部運営の抱負

支部長 酒 匂 桂 子

札幌支部会員の皆様いつも支部運営にご理解ご協力をありがとうございます。

さる5月7日支部定時総会には、GW明けの月曜日にもかかわらず多数のご出席をいただきました。総会に提出いただきましたご質問・ご要望に改めて感謝を申し上げます。執行部として真摯に受け止め、今年度から改善、実施できるものを順次検討し実行してまいります。

さて、総会で現行の4部制（総務・財務・監察広報・業務企画）から次年度の6部制（総務・財務・監察広報・綱紀法務・業務企画・研修）への移行が承認されました。最近の綱紀案件の急増、処理時間の長期化に鑑み新しく綱紀法務部を新設し綱紀案件予防にも力を入れていきます。また、業務企画部から研修部を独立させ、社会経済情勢や法律改正に臨機応変な研修プログラムを提案できる体制を作っていきます。平成最後のこの1年間は、新しい元号からスタートさせる6部制の準備をしっかりとまいります。

平成29年度末は北海道と札幌市と民泊新法による打合せで担当関係者の方々と情報意見交換をする機会が度々ありました。今年度も支部管内行政機関との情報交換を密にし、行政書士活用の機会を行政機関に積極的に働きかけていきたいと考えております。

現在札幌支部会員数は930名余りとなり、単位会級の支部になりました。広報の方法や研修会テーマの設定、地区連絡会の活動、任意会との協働事業の検討等、今後の理想的な札幌支部のあり方等をアンケート調査から会員皆様のご意見、ご要望をお聞きしたいと考えております。

さて、今年度の「旭川小樽札幌三支部合同研修会」は札幌支部が幹事となり秋に開催予定です。すでに総務部と業務企画部は会員皆様へ楽しい充実した一日になる企画の準備に入っております。ご期待下さい。

今年度はさらに会員皆様にとって支部執行部がより近い存在となりますよう、日々精進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



副支部長

成 田 眞利子

平成29年5月からの副支部長兼総務部長としての1年間を、札幌支部理事はじめ会員の皆様のご理解とご協力が無事に終えることが

出来ました。誠にありがとうございます。心より深く感謝申し上げます。

今年度は総務部担当副支部長に専念することになりましたので、昨年の経験を活かしながら総務部活動がスムーズに進行するように見守って参ります。

今回の三支部合同研修会は札幌支部が担当となりますので、ご参加いただく皆様にとって有意義なものとなるように、趣向を凝らした企画を検討中です。また、昨年ご好評をいただきました支部交流会につきましても、新たな内容にご期待ください。

酒匂支部長体制2年目も、総務部理事全員が責任感を持ち札幌支部会員の皆様に役立つ活動を積極的に行って参ります。平成30年度も宜しくお願い申し上げます。



副支部長兼財務部長

三 浦 勝 也

札幌支部副支部長兼務財務部長の三浦です。本年度もよろしくお願い申し上げます。

財務部の業務は事務局における日々の経理作業の確認と各部の予算執行が適正に行われているかを把握し、それを各部に情報伝達するとともに年度末の決算と予算案を作成することが主な業務であります。

平成30年度における各部の事業計画は平成30年度総会議案書にも記載されている通り数多くの事業が実施される予定となっています。財務部としましては各部の予算が適正に執行されているかどうか把握し的確な情報を提供できるよう例年以上に業務を遂行していかなければならないと考えております。

財務部としましては、運営収入をもとに支部財政の健全化を図り、支部会費徴収の猶予、そして支部会員皆様方の業務の一助となりますよう予算編成と執行を行っていく所存であります。



副支部長

松 山 丈 史

「よく学び、よく遊べ」という言い尽くされた言葉があります。しかし、行政書士業務は、まさにこの言葉に尽きるのではないのでしょうか。黙って事務所にいてもなかなか仕事は来ませんし、外回りばかりしてデスクワークの時間が少ない

と雑な仕上がりになります（もっとも、SNSはこれらを同時にできるツールかもしれませんが、やはり現実には及びません）。

会務も同様と考えています。適時適切な研修を会員の皆様にかんじてご提供できるか、官公署との折衝や市民の皆様への効率的な広報が、その要となります。

私は副支部長としてこれまで4代の支部長のもと、札幌支部会務執行に携わってまいりましたが、特に近年課せられている任務は官公署をはじめとする対外折衝をすることであると自認しております。引き続き、会員の皆様からのご要望を受け止め、できる限り、学びと遊びのお手伝いに資するよう、会務にあたってまいります。



副支部長

野 口 哲 郎

昨年度に引き続き、副支部長を担当させて頂く野口哲郎です。支部会員の皆様には日頃より多大なるご協力を頂きまして、誠に有難うございます。

今年度は、酒匂支部長を支えながら、支部長を中心として現執行部が立案した事業計画のもと、全員一丸となって、会務執行に当たります。

特に次年度の6部制への移行準備にあたり、スムーズに新体制へ移行できるよう、各部の役割の明確化と活動内容のさらなる細分化を進めます。併せて、全ての部に関して総会で皆様から頂いたご意見を採り入れながら会務執行が適切に行われているか検証及び改善を行います。

また、担当の業務企画部に関しては、支部長方針（民泊WG・商店街WG・建設業相談員・自動車登録相談会・研修会等各制度の充実）を推進し、官公署や市民の方に許認可のプロである行政書士の存在意義を印象付けるために尽力します。残り約一年間、会員の皆様の声を大切に、会務執行に務めて参りますので、何卒宜しくお願い致します。



総務部長

嶋 田 俊 二 郎

この度、総務部長を拝命しました嶋田俊二郎と申します。前年度まで総務部理事を務めさせていただきましたが、今回、総務部長を拝命することになり少々緊張しております。これまでの成田副支部長が総務部長として業務に取り組む姿勢を参考に

して、前年度からの業務を引き継いでいきたいと思っております。

さて、今年度の総務部は「札幌支部交流会」、「旭川小樽札幌三支部合同研修会」、「札幌支部新年交礼会」などのイベントを充実させ、一人でも多くの会員の皆様に参加していただけるよう取り組んでまいります。特に、「旭川小樽札幌三支部合同研修会」は札幌支部が幹事の年であり、旭川支部、小樽支部の皆様にはもちろんのこと、札幌支部会員の皆様にも役立ち楽しんでいただける企画・運営を行っていきます。また、規程の制定や規則の整備を行い支部会員の皆様が円滑に業務を行うサポートに努めてまいります。不慣れではありますが、1年間宜しくお願い申し上げます。



監察広報部長

堀 川 貴 之

支部会員の皆様におかれましては、日頃から監察広報活動へのご理解、ご協力を頂き心より感謝申し上げます。

さて、今年度の広報活動につきましては、例年同様官公署等への訪問（広報月間）、一般向けセミナー、無料相談会等を引き続き行うとともに、ホームページで皆様へタイムリーな情報を提供できるよう運用方法を見直していきたいと思っております。

増加傾向にある綱紀案件につきましては、予防的活動に力を注ぎ発生件数の減少に努めたいと思っております。監察案件につきましては、広報による啓発活動を軸に、不都合な事案が発見された場合は情報収集の上、様々な手段をもって是正していきたいと思っております。



業務企画部長

吉 田 充

昨年度に引き続き業務企画部長を務めさせていただきます、吉田充です。

業務企画部には、従来「研修」と「建設業相談員事業」の2つの事業がありましたが、今年度はさらにワーキンググループ（WG）による新規業務開拓事業も加わり、合わせて「3つの柱」で事業を進めさせていただきます。

研修事業は、これまで以上に会員の皆様の業務や事務所経営のお役に立てるような研修の企画と実施に努めてまいります。

建設業相談員事業は、本会及び石狩振興局と緊密な連携を保って推進してまいります。新規業務開拓事業につきましても、会員の皆さまの業務開拓につながるよう進めてまいります。



平成30年度支部定時総会報告 酒勾体制信任

～ 情報提供の迅速化と各相談員の資質確保に質疑集中。6部体制移行承認 ～

札幌支部初の女性支部長が誕生したのは昨年の5月8日。その評価が問われる定時総会が5月7日（月）、札幌ビューホテル大通公園 ピアリッジホールBにて開催されました。

会議には427名（内委任状352名）が出席。充実した質疑応答により、盛会となりました。

定刻13時より、野口副支部長による開会の挨拶、物故者への黙とう（8名）、酒勾支部長が現在の執行部体制の状況報告と、正確な情報提供の必要性等に言及した挨拶の後、ご来賓の祝辞を頂戴しました（北海道石狩振興局長佐藤哲夫様と吉川隆雅北海道議会議員の祝辞要約は6ページに掲載）。北海道行政書士会副会長菊地淳史様からは札幌支部会員が道会の中心として活動していることへの謝辞と、会務は楽しみながら行い、「みなさんの後ろには北海道会1700余名の会員がいること考えて業務並び会務に励んでほしい」との言葉がありました。

議長に白石区 板垣俊夫会員、副議長に北広島市 森勝男会員が選出され、議事を進行。執行部から平成29年度事業報及び収支決算報告、河上隆監事より監査報告があり、その後平成30年度の事業計画案及び収支予算案について説明がありました。支部規則改正案は支部会員数及び綱紀案件の増加並びに業務の複雑化に伴い、「研修部」と「綱紀法務部」の新設が必要との提案がなされました。各議案につき会員からの質問・要望と執行部による回答の後、各議案が承認されました。（質問・要望・回答について主なものを5ページに掲載）。

●ご来賓（上記他）：

北海道行政書士会相談役 深貝亨様、札幌支部相談役 後平邦彰様、札幌支部相談役 村田菊男様、札幌支部相談役 荒木徹様

●議事録署名人：今井真由美会員・笹岡強士会員

●記録員：深林恭広会員

総会終了後には同ホテルの地下2階クレストホールにおいて恒例の懇親会が開催され、69名の会員が参加し、相互の親睦をより深めるものとなりました。



総会 どうでしょう？

平成30年度札幌支部定時総会に参加された会員から感想をお聞きました。

- ・ 質疑応答の内容が活発で充実していた。来年も参加したい。
- ・ 質問する側・される側、どちらも支部への気持ちが入っていた。
- ・ 連休明けの月曜は参加率が悪くなると思うので、避けてほしい。
- ・ 身近な問題をどう吸上げ、捉え、取り組むか。大上段に構えず取組んでほしい。
- ・ 初めて総会に参加。活発な議論、厳しい意見も大切と感じた。

（入会3年目～21年目の男性5名・女性3名にご協力いただきました。感謝申し上げます。）



定時総会の主な質問・要望事項

(概要化の文責は会報編集チーム)

◆ 第1号議案 平成29年度事業報告

質問【西会員】：

「自動車登録相談会協力会員（名簿作成・能力担保・研修や考査）について」

答弁【酒匂支部長】：

繁忙期の自動車登録相談会に予想外の混乱がある実態を知り、頭が下がる思いである。次年度の相談会のあり方は本会・札幌支部・担当する相談員・運輸支局の4者で話し合い、改善策を見出したい。

質問【西会員】：

「建設業相談員について」全体研修のようなものが存在しない。情報と知識の共有化が重要ではないか？

答弁【野口副支部長】：

相談員の意見調整の上で検討したい。シュミレーション資料送付も考えている。ご提案の全体会議への道庁、石狩振興局の担当者への出席については検討したい。

質問【所村会員】：

「行政書士制度広報月間」ではパンフ等を配布しているだけか？先方からの要望などはあるか？

答弁【堀川監察広報部長】：

実際には様々な広がりがあった。札幌市議会議長を訪問した際に、民生委員とのつながりができた。また、領事館では、領事館に持ち込まれる相談に行政書士がどの程度対応できるか話した。その他、施設訪問では、セミナーや相談会の開催を依頼されることも多い。

◆ 第2号議案 平成29年度収支決算報告

質問【所村会員】：

「事業活動支出について」増えた理由。

答弁【三浦副支部長兼財務部長】：

総務費：財務活動費増の理由は、財務部の人員増と各部の活動に財務部も出席する場面が多くなり、3万円の増額となった。需要費のうち印刷費増の理由は、新執行部に伴う、理事名刺代が発生したため。

◆ 第3号議案 平成30年度事業計画（案）

質問【三澤会員、西会員】：

「研修資料販売」について

答弁【吉田業務企画部長】：

法改正等のあった場合の資料販売について鋭意検討し判断する。

質問【森越会員】：

「会員の福利厚生について」支部長選挙立候補の公約にあった、健康診断受診など福利厚生の支援の件

答弁【酒匂支部長】：

「福利厚生に関する規程」を作成している。総会後の理事会での承認後、会報に同封して送付する。予算としては10万円だが、これは会員に健康管理の注意喚起をする主旨だから。来年度以降も継続していければ、条文（補助の上限）を変更することも。

質問【所村会員】：

任意会と協同できる事業とは何か？

答弁【酒匂支部長】：

支部と一緒に社会貢献、無料相談会など。なお、支部の任意会への助成金制度は本会の任意会への助成を延長サポートする目的。

要望【鶴間会員】：

「札幌支部の特殊性について」認識と対策について

答弁【酒匂支部長】：

「民泊」に関する手続きについて、札幌市から入札資格があれば参加できると聞いている。今後の受託業務の発展ということからも、札幌支部として入札参加資格を取得できるのか本会と話し、検討。

要望【鶴間会員】：

「行政書士法違反について」CMは、行政書士の業務を具体的に入れたものにして欲しい。

答弁【堀川監察広報部長】：

支部作成のラジオCMには許認可について入れている。新CM作成時には、この要望を心がけたい。

要望【鶴間会員】：

「重要な法改正の周知について」具体的な方法について

答弁【野口副支部長】：

今後はメール、FAXなど研修の案内と同様の方法で迅速に行う。

◆ 第4号議案 平成30年度収支予算（案）

質問【所村会員】：

地区連絡会運営費の内容について

答弁【三浦副支部長兼財務部長】：

地区連絡会及び地区長連絡会開催にあたっての、分区分長・地区長への日当と「かわら版」。

◆ 第5号議案 支部規則の一部改正について

要望【鶴間会員】：

組織体制図など具体性について

答弁【成田副支部長兼総務部長】：

綱紀案件の迅速な対応、研修事業の総括的な取り組みなどが求められている。組織図は3月末の会報に説明のため同封した。



来賓ご挨拶（要約）



平成30年度北海道行政書士会札幌支部総会のご盛会、誠にありがとうございます。酒匂支部長はじめ、ここにお集りの皆様が、我々と道民を結ぶ貴重なお仕事をされておりますことを、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

さて、私事ではありますが、私の父は行政書士をやっておりました。当時小学生だった私が、「お父さんの仕事は何ですか」との問いに、「行政書士です」と答えると、次によく聞かれたのが、「行政書士はどんな仕事をしているのですか」でした。小学生の子どもにとって、その問いに答えるのは大変難しかったことを覚えております。

行政は、みなさんの日々の生活に深くかかわっています。道民・市民のおよそ7～8割の方は、一生涯裁判所に関わることがなくても、行政に全く関わらないまま一生涯過ごすという方はほとんどいません。行政にかかわる仕事は、道民・市民の暮らしに深く関わっており、時代の要請に応じ目まぐるしく変わっております。今では当たり前の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」「行政手続法」は、かつてありませんでしたし、つい3年前には「行政不服審査法」が改正されました。また、入管業務については、今や日本に年間4000万人、北海道だけでも170万人来る時代になり、民泊については、北海道でもようやく条例が成立し、民泊新法に基づく届出業務とい

北海道石狩振興局 局長

佐藤 哲夫 氏

うのが開始され、行政書士業務も日々拡大しておりますし、その責任もまた拡大しております。

このように日々変化する数多くの業務を、一般の道民・市民が必ずしも自分で処理できるとは限りません。そんな時に、スムーズな申請のお手伝いをしたり、相談に乗ったり、書類を作るなど、日常的に、道民・市民の生活に関わるアドバイザーとなるのが行政書士であると、今の私なら、行政書士の仕事についてこういう風に答えられると思います。

世の中の変化に応じられるよう、多くの会員の皆様の業務のレベルアップを図り、依頼者の権利保護を図るという面においても、札幌支部の果たす役割は非常に大きいものであると感じます。

本日の総会が実りあるものとなり、皆様の今後の業務の推進に役立ち、そして、我々北海道、石狩振興局と地域の皆様方との行政にかかる事務がよりスムーズに進みますことを願いまして、お祝いの言葉といたします。



平成30年度の札幌支部の定時総会のご盛会、誠にありがとうございます。酒匂支部長はじめ皆様には、大変お世話になっておりますこと、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

本日は、皆様から、行政の制度に関する話がいろいろあるだろうと考え、少し別の話を用意して参りました。

昨日、あいにくの雨天ではありましたが、平昌オリンピックの、オリンピック・パラリンピックの選手団の皆様をたたえる会というのが、道庁の主催で行われ、私も松山先生（札幌支部副支部長、道議会議員）も参加させていただきました。一流のアスリートの皆様ですから、心から「カッコいいなあ」という思いで見えておりました。

誰もが、国民的なヒーローになれるというわけではありませんが、誰もが、「誰かのヒーロー」にはなれるのではないかな、というふうに思います。みなさんも、お仕事を通じ、それぞれの地域において

北海道議会議員

北海道行政書士会札幌支部顧問

吉川 隆雅 氏

「あの先生に本当にお世話になったなあ。」ですとか「あの先生がいてくれて良かったなあ。」というふうに思っていただけ、街の身近な法律家としてのヒーローになれるお仕事をされているのだろう、と私は感じております。どうぞ皆様の地域で、リーダーシップを発揮し、この新年度、さらに誰かのヒーローになれるようなご活躍を期待しております。また、私も松山先生共々、議会活動を通じて皆様の応援をこれからもしっかりと果たしていきたいと考えております。



支部慶弔費の実績

平成27年2月に制定された札幌支部慶弔規程による慶弔金の支出実績と規程の抜粋を掲載します。この規定をご存知ない会員もいるかもしれません。平成30年6月7日に改定された規程を同送していますので、詳細はそちらをご覧ください。お問合せは事務局または総務部まで。

札幌支部 慶弔費 実績	慶弔金の種類	金 額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	結 婚 祝 金	10,000円		1 件	1 件	
	出 産 祝 金	5,000円	4 件			
	死亡弔慰金	5,000円	3 件	2 件	2 件	2 件

北海道行政書士会札幌支部 慶弔規程 より抜粋
(結婚祝金)
第6条 会員が婚姻（民法（明治39年法律第88号）第739条第1項により効力を生じたものをいう。以下本規程において同じ。）したときは、金10,000円を結婚祝金として当該会員に支給する。
2 会員が会員と婚姻したときは、金20,000円を結婚祝金として当該会員夫婦に支給する。
3 結婚祝金の支給は、一度に限る。
(出産祝金)
第7条 会員又はその配偶者が出産したときは、都度、出生した子一人当たり金5,000円を出産祝金として当該会員に支給する。

2 前項の規定は、出生した子が出生後7日以内に死亡した場合には適用しない。この場合、第9条の規定を適用する。
(不支給の場合)
第8条 前2条の規定は、本会の会費を6か月以上滞納している会員には適用しない。
(死亡弔慰金)
第9条 会員又は以下の各号に定めるその親族が死亡したときは、以下の各号に定める金額を死亡弔慰金として当該会員又はその相続人に支給する。
一 本 人 金10,000円
二 配偶者 金 5,000円

三 父 母 金 5,000円
四 子（養子を含む。） 金 5,000円
2 支部長は、当該会員の実績、会費の納入状況その他の事情を考慮して、前項第1号の金額を増減し、供花その他の物を支給することができる。この場合、支部長は、支給額と増減及び支給の理由を理事会に報告しなければならない。
(届出)
第10条 会員又はその親族が、本規程の定める慶弔を受けようとするときは、その事由が生じた日から1年以内に、別記様式第1号の「慶弔届出書」を支部事務局に提出しなければならない。
(平成27年2月6日 札幌支部理事会承認 同日施行)

研修会のお知らせ

平成30年度、一般研修、実務研修、特別研修を開催します。

昨年度は一般研修9回、実務研修18回、特別研修1回を実施いたしました。いずれも実務に係る内容でベーシックな研修から事務所経営に係る研修など、入会間もない会員からベテランの会員の選択肢

に敵うような内容となっています。

なお、本年度の内容等詳細については決定次第、「ご案内」を郵送いたします。

北海道150年事業 「おおば比呂司 癒しの世界展」

今年は「北海道」と命名されてから150年です。北海道では、広報誌「ほっかいどう」の表紙を12年にわたり描き続けた、札幌出身の漫画家・画家のおおば比呂司氏の没後30年を迎える今年に150年事業として「おおば比呂司 癒しの世界展」を開催します。業務の合間に温かくほのぼのとした作品に癒されてみませんか。

..... おおば比呂司氏 Profile

(1921～1988年)印刷屋の画工などを経て1942年12月、徴兵で陸軍入隊(航空隊勤務)。終戦後、北海道新聞社に入社し、図案課で挿絵を担当。1958年に独立。1982年からオランダに移住。札幌市資料館に「おおば比呂司記念室」が併設されており、作品や再現されたアトリエを見学できる。

開催場所

札幌市資料館 … 8月14日～9月 9日
札幌三越 … 8月14日～8月27日
赤レンガ庁舎 … 8月14日～9月 9日

◆ 支部代表32名の代議員が本会総会に出席 ◆

平成30年5月25日、旭川で開催された第59回北海道行政書士会定時総会に、支部総会にて承認された32名の「代議員」が札幌支部を代表して出席しました。総会では事前に提出された「質問通告書・要望書」に対する回答があり、代議員からは再質問を行うなど、活発な総会となりました。
(本会総会の詳細は、同送の「本会会報」をご覧ください。)





住宅宿泊事業（民泊新法）～札幌支部の民泊新法への取組～

業務企画部理事 浅野 暢也

この度、民泊新法ワーキンググループ（以下、WG）の座長を拝命致しました。皆様の業務開拓の一助になれるよう努めたいと存じます。

さて、この度のWGは今までと異なり、構成員は理事が私のみとなっております。その大きな理由として、この度の住宅宿泊事業法に基づく届出が、電子申請を主体としているためです。そこで本会ICT委員会で活躍している札幌支部会員を中心に構成し活動を行っております。

現在（平成30年5月15日現在）の活動としては、平成30年2月28日第1回WG会議を皮

切りに、北海道庁担当部局である北海道総合政策部政策局（平成29年度当時）と非行政書士の排除及び広報について協議を行いました。その後、札幌市の担当部局である札幌市経済観光局観光・MICE推進部と2度、非行政書士の排除等について協議を行いました。

今後は、研修会の開催や業務資料を作成する予定となっており、WG一同、札幌支部会員の皆様に有益な活動ができるよう継続していきたいと存じます。

Hot News



新聞社より取材を受けました

6月4日、民泊WGと支部長が新聞社の取材を受けました。WGの浅野座長が札幌支部の民泊への取組、民泊新法の概略、行政書士業務等についてインタビューに回答。札幌支部と行政書士について知っていただく良い機会となりました。



～ マンション管理規約改正のポイント ～

これまで騒音・ゴミ出し問題など、住民とのトラブルもあった民泊ですが、届出開始によりすなりと住民の不安が解消するか疑問が残るところです。

特に複数の区分所有者がいるマンションはその意思統一が課題となっています。国土交通省は分譲マンションにおける住宅宿泊事業をめぐるトラブル防止のために、住宅宿泊事業を当該マンションで認めるか否かについて、区分所有者間でよく

協議し、その結果を管理規約上明確化することが望ましいとの考えを示しています。これを踏まえ、マンション管理組合では既に、管理規約の改正を進めているところもあるようです。

詳細は



住宅宿泊事業 マンション標準管理規約

検索

国土交通省のHPをご覧ください。

◆ 札幌市予算特別委員会（平成30年3月16日）での松井議員の質疑より ◆

質問：民泊の届出をするに当たり、どのような書類の提出を求めるのか。

回答：住宅宿泊事業法施行規則や国のガイドラインに基づき、必要書類を求める。

質問：適正な申請の確保を図ることも必要と考えるが、その見解を伺う。

回答：事業者本人による適正な申請となるよう運営しているところ。代理申請する場合、一般的には、行政書士などが行うものと考えている。民泊の手引き等による周知や関係団体と連携した啓発等について、検討したい。

要望：申請行為の問題については、北海道行政書士会や札幌支部との協力関係の構築と、啓発活動における連携が重要と考える。

札幌市議会議員 松井隆文氏：

平成15年～23年行政書士登録、札幌支部総務部長経験者



支部総会後の懇親会でご挨拶される松井氏 ▲



ちょこっと情報



法改正や新制度などの情報をダイジェストでお届けします。

経審、項番49・56、経審再審査申請は7月29日まで

経営事項審査の評価項目等の改正に伴い、7月29日まで対象者の方は再審査申請を行うことができます。再審査項目は項番49・56（防災協定・建設機械）。

詳細は石狩振興局建設指導課のHPから「建設業に係

る申請・届出手続きについて」⇒「C 建設業の経営事項審査について」⇒「(3) 経営事項審査の評価項目等の改正（平成30年4月1日施行）について（建設管理課へリンクします）」をご覧ください。

民法改正 2020年4月施行

～債権法、契約等に関する変更～

「民法の一部を改正する法律」が平成29年5月に成立し、平成32年（2020年）4月1日から施行されます。債権法は明治29年の制定以来の120年ぶりの大改正となりますので、施行後は契約書作成などにも注意が必要になります。主な改正点は：①保証人（保証人の保護）②約款を用いた取引③法定利率（5%を3%に）④消滅時効（職業別短期消滅時効を原則5年に）、条文の明記：

①意思能力（意思無能力者の法律行為は無効）②賃貸借などがあります。

詳しくは

法務省パンフ表紙▶



民法の一部を改正する法律について

検索

法務省のHPをご覧ください。

～①「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」、②「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」審議中～

第196回国会にて上記法案審議中（6月2日現在）です。

①法案は配偶者居住権と配偶者短期居住権を新設、遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を含んだ法案となっています。高齢化の進展に

伴い、相続開始時の配偶者に配慮した改正です。

②法案は自筆証書による遺言を法務局において保管及び情報の管理を行う制度、その遺言書については、家庭裁判所の検認を必要としないこと等が規定されています。

宅建業法一部改正

～インスペクション活用～

平成30年4月1日より、「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」（平成28年6月公布）の、既存建物取引時の情報提供の充実に関する規定が施行されました。不動産取引のプロである宅建業者が建物状況調査（イ

ンスペクション）の活用を促すことで、一般消費者である売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備することにつながる模様です。

札幌市の空き家対策 「被相続人居住用家屋等確認書」チェックシート更新

平成30年5月16日、必要書類一覧チェックシートが更新されました。

「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」を行う際に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」ですが、

交付申請時に必要となる書類等のチェックシートが更新されましたので、必要な方はご確認ください。

詳しくは

被相続人居住用家屋等確認書／札幌市

検索

～日本版司法取引 平成30年6月1日より～

平成28年5月に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が、6月1日より施行されます。取り調べの可視化や一定の財政経済事件及び薬物銃器事件に対して「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」

による、不起訴や特定の求刑等をする旨の合意ができる、いわゆる「日本版司法取引」の今後の動向に注目が向けられています。

～建設業決算報告書の確認業務を北海道行政書士会が受託～

北海道行政書士会が北海道と契約しています「経営規模等評価申請等受付業務」（いわゆる建設業相談員制度）において、石狩振興局の受付員は「チェックマニ

ュアル」に基づき、経審を受審しない財務諸表（決算報告書）に記載されている金額等の確認作業を経審受付執務時間内に行うことになりました。



ウェルネス スクエア 健康で働き続けるために



「リウマチ」について知ってほしいこと

日本リウマチ学会専門医 高橋 裕樹

カタカナの病名の多くは、その病気を発見・報告した人の名前に由来してつけられており、従って、その病気を知らなければ、「あなたの病気は●●です」と言われても“何のこっちゃ”ということになります。例えば、中年女性でドライアイ・口の渇きを生じる病気でシェーグレン症候群という病気があります。これはスウェーデンの眼科医・シェーグレン先生が1933年に報告したからで、涙腺・唾液腺に炎症が持続する病気です。しかし、「リウマチ」という単語はすでに日本語化しており、おそらく聞いたことがないという方はいないかと思いますが、これは人の名前ではありません。しかも、正しく理解している方は少ないと思いますので、本稿では「リウマチ」について知ってほしいことを解説します。

さて、「リウマチ」と聞くと、皆さんのイメージはどんなのでしょうか。膝や腰を痛がっているお婆ちゃんがまずは思い浮かぶのではないかと思います。間違いではないですが、診断名として使われる「リウマチ」は正確には「関節リウマチ」のことで、手足の比較的小さな関節をメインに複数の関節に炎症が持続する病気です。一方、関節や筋肉が原因で、身体のあちこちが痛む病気は「リウマチ性疾患」とまとめて呼ばれ、この中に関節リウマチはもちろん、変形性関節症や痛風など、多くの病気が含まれます。そもそも「リウマチ」という言葉は、ギリシア語で“流れる”という意味の「リューマ」に由来します、なぜ、“流れる”が関節の病名につながったかというと、ヒポクラテスの時代（BC 460-377）、病気は身体の中を流れる体液がとどこおって生じるとされていたからです。ただし、必ずしも関節の病気だけを意味するわけではなかったのですが、17世紀にイギリスのBaillou先生が、関節が痛む全身の病気を「リューマチズム」と名付けました。今振り返ると、多くは痛風だったようで、お金持ちの男性にみられる病気でした。

た。一方、貧しい中年女性にも関節が腫れる病気があることが注目され、19世紀末にようやくGarrod先生が「リウマチのような関節炎」と名付けたのが始まりです。日本にはいつてきた当初は「ロイマチス」「リ्यूマチ」とも呼称されましたが、今は「関節リウマチ」が正しい病名です。実は、16年前までは「慢性関節リウマチ」と言われていましたが、「慢性」には治らない病気というイメージが強いので、「関節リウマチ」となった次第です。ちょっと年配の先生が今でも、リ्यूマチとか、慢性関節リウマチとか、書いてしまうのはそのせいです。

さて、この関節リウマチですが、病気が始まる発症時期のピークは40歳から50歳なので、決してお年寄りの病気ではありません。患者数は日本中に50万人とも、80万人とも言われ、女性に多いのですが、60歳を越えると男女差が縮まるので、男性高齢者の患者さんも珍しくありません。関節リウマチの原因はいまだ不明ですが、免疫のバランスの乱れが背景にあると考えられています。なお、“親戚に誰もリウマチはいないのに”とよく言われますが、遺伝的な関与はあまり大きくないので、誰がなっても不思議ではありません。朝、起きたときに手指がこわばって、きちんとグーできないような状態や、心当たりがないのに、手首・手指の痛みや腫れが1ヶ月以上、持続する場合は疑ってみる必要があります。「リウマチ科」という看板（標榜といいます）をあげている内科・整形外科を受診してみてください。治療は21世紀にはいつて、随分と進歩・標準化しましたので、もし診断されても悲観することはありません。



札幌医科大学医学部免疫・
リウマチ内科学教授

高橋 裕樹

★★★ 交流会のお知らせ ★★★

◀◀◀ 札幌支部交流会 ▶▶▶

- ★ 日 時：平成30年7月21日（土）9時～
- ★ テーマ：真夏のお楽しみツアー2018 ～わくわく盛りだくさんツアー～
工場見学・施設見学・すすきの懇親会
昨年に引き続き、おもてなしスピリットで計画しました。ご期待ください。
＊詳細・申込は同送の「ご案内」をご覧ください。

◀◀◀ 三支部合同研修会 ▶▶▶

- ★ 日 時：平成30年9月29日（土）
- ★ 研修会の企画の詳細は只今検討中です。
＊詳細は決定次第「かわら版」などにてお知らせいたします。

規程制定と一部改定のお知らせ

平成30年6月7日の理事会において、「札幌支部 任意会活動支援実施規程」と公約であります「札幌支部 福利厚生に関する規程（健康診断受診補助制度）」を制定しました。健康維持の一助としてどうぞご活用ください。

また、「札幌支部 慶弔規程」の一部を改定いたしました。

詳細は同送しています各規程をご一読くださいますようお願いいたします。

表紙クイズ解答（警察署）

①【札幌方面中央警察署】

管轄区域：札幌市のうち中央区
（西警察署及び南警察署の管轄区域を除く。）

③【札幌方面江別警察署】

管轄区域：江別市、石狩郡新篠津村

⑤【札幌方面厚別警察署】

管轄区域：札幌市のうち厚別区、北広島市

②【札幌方面千歳警察署】

管轄区域：千歳市、恵庭市

④【札幌方面北警察署】

管轄区域：札幌のうち北区、石狩市、石狩郡当別町

⑥【札幌方面東警察署】

管轄区域：札幌市のうち東区

【札幌方面西警察署】

管轄区域：札幌市のうち西区及び中央区
（琴似川と旧円山町境界線の交差点から北三条本通り北側境界線までの旧円山町境界線の西の区域、北三条本通り北側境界線から南十一条本通り南側境界線までの西20丁目以西の区域、旭ヶ丘1丁目から旭ヶ丘3丁目までの区域、界川1丁目及び界川2丁目以西の区域並びに円山西町及び盤渓の区域に限る。）

【札幌方面南警察署】

管轄区域：札幌市のうち南区及び中央区
（南大橋から西20丁目東側境界線の南の区域、西20丁目から西23丁目までの南十一条本通り南側境界線の南の区域（旭ヶ丘1丁目から旭ヶ丘3丁目までの区域を除く。）並びに旭ヶ丘5丁目、旭ヶ丘6丁目及び伏見3丁目の区域に限る。）

【札幌方面白石警察署】

管轄区域：札幌市のうち白石区

【札幌方面豊平警察署】

管轄区域：札幌市のうち豊平区及び清田区

【札幌方面手稲警察署】

管轄区域：札幌市のうち手稲区

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日) (会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H30. 3. 1 5790	佐々木 洋 平	東・白石区3
2. H30. 3. 1 5791	辻 澤 英 隆	北・東 区 2
3. H30. 3. 1 5792	綱 森 智 巳	中・中央区2
4. H30. 4. 2 5793	加 藤 良 三	中・中央区1
5. H30. 4. 2 5794	一 田 孝 男	南・恵庭区
6. H30. 4. 2 5796	坪 田 幸 子	中・中央区4
7. H30. 4. 2 5797	堀 内 光 重	南・厚別区
8. H30. 4. 2 5799	多 田 州 一	中・西区2
9. H30. 4. 2 5800	高 橋 俊 樹	東・白石区1
10. H30. 5. 1 5802	小 原 圭 司	中・中央区2
11. H30. 5. 1 5803	坂 井 信 弘	北・北区3
12. H30. 5. 1 5804	甲 斐 徳 雄	中・中央区2
13. H30. 5. 1 5805	西 本 将 大	中・西区1
14. H30. 5. 1 5806	佐々木 一 則	中・中央区5
15. H30. 5. 1 5807	小 森 和 幸	東・白石区3
16. H30. 5. 1 5809	中 山 大 輔	中・中央区2
17. H30. 5. 1 5810	鎌 田 淳	南・厚別区
18. H30. 5. 1 5812	佐 藤 聡	中・中央区2
19. H30. 5. 1 5814	後 藤 一 延	中・中央区4
20. H30. 5. 1 5815	佐 藤 美 春	北・手稲区

●退会しました

(退会年月日) (会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H28.11.26 (死亡) 5410	原 田 肇	中・中央区北4
2. H29.10.31 (死亡) 4181	廣 田 貞 一	南・南 区
3. H30. 1.30 3726	小 野 廣	南・北広島区
4. H30. 3. 2 3417	佐 藤 忠 治	東・白石区3
5. H30. 3. 6 2645	山 本 紀 義	中・中央区5
6. H30. 3. 9 4231	浅 井 秀 樹	北・石狩区
7. H30. 3.15 2249	三 上 豊	北・北区3
8. H30. 3.20 5088	中 村 敬 臣	南・南 区
9. H30. 3.27 (死亡) 2054	後 藤 一 保	中・中央区3
10. H30. 4. 9 5497	辻 本 進 一	北・東区1長
11. H30. 4. 9 5475	新 谷 光 貢	東・白石区1

* 現在の会員数 927名 法人13

編集後記

本会の第59回定時総会が旭川市で開催されました。旭川支部は日本最北端の支部ですが、日本最南端の支部は沖縄県会の八重山支部のようです。石垣島、行ってみたいなあ。支部交流会を石垣島で！なんてどうでしょう!?
(紺野裕和)

最近、補助者が変わりました。今年の年明け、前の補助者が体調不良で急に退職することになり、「雇用」について考えさせられる機会が多かったです。気付けば今年も半分を過ぎようとしています。経営者としても成長したいと願う今日この頃です。
(篠原 董)

明後日、5月31日は「藻岩山の日」。藻岩山の標高531メートルにちなんでいます。さっぴよんの身長は53.1cm(藻岩山の1000分の1)。藻岩山にはバスデー割引があり、お誕生日には、無料でロープウェイともりすカーに乗車できます!
(原田和子)

こここのところ調べ物をするために中央図書館へ通う機会がありましたが、改装後ずいぶん自習スペースが増えたという印象です。原則、市内図書館では自習がお断りのようですがその分こちらでということでしょうか。Wi-Fiが使えるスペースもでき、近くを通ったらつい寄ってしまいそうです。
(坂之井直紀)

祝日の新設は休日利活用の推進もあるかと思うが、自営業は勿論のこと、祝日が休日でない業種では、有給の日数加算につながらなければ、忙しくなるだけで、休日が増えるという恩恵はないのでは。
(越智敦子)

● お 願 い ●

研修等のご案内について、はがきでのご案内をメール・FAXにての対応に順次変更して参ります。
変更が可能な方は支部事務局にお知らせください。
皆様のご協力をよろしくお願いします。

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第149号 2018年6月26日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 堀川 貴之 編集長 越智 敦子

発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリー
北広島市西の里507番地の1
TEL (011) 375-2116

頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>